11　法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の五第十二項中「第五項」を「第四項」に改める。

第二十七条の六第三項中「一式とする」を「一式」に改め、同条第九項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「同条第四項」を「同条第十一項」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に、「同項の供用年度」を「同条第七項の供用年度又は同条第八項の特定供用年度」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　法第四十二条の六第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

一　適格合併又は適格分割型分割　当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第百二十三条の三第三項に規定する帳簿価額に同令第五十四条第一項第五号イ⑵又はロ⑵に掲げる金額を加算した金額

二　適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格現物分配　法第四十二条の六第四項の中小企業者等における取得価額

8　法第四十二条の六第五項の規定の適用を受けた同条第一項に規定する中小企業者等の有する同条第五項の特別償却準備金の金額は、法第五十二条の三の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九条の十三第二十三項及び法人税法施行令第二十二条第一項の規定（当該中小企業者等の法第四十二条の六第五項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の百十三第二十一項及び同令第百五十五条の八第一項の規定）を適用する。

第二十七条の六に次の一項を加える。

12　法第四十二条の六第十二項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の九第一項第二号中「情報通信産業振興地域として指定された」を削り、「その指定の日（沖縄振興特別措置法第二十八条第四項の変更により新たに当該情報通信産業振興地域」を「沖縄振興特別措置法第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画につき同条第五項の規定による提出のあった日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下この号において「情報通信産業振興地域」という。）に、「その新たに該当することとなった」を「当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあった」に、「沖縄振興特別措置法第二十八条第四項又は第五項の解除又は変更により当該」を「同条第八項の変更により」に、「その該当しないこととなった」を「当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあった」に改め、同項第四号中「国際物流拠点産業集積地域として指定された」を削り、「その指定の日（沖縄振興特別措置法第四十二条第四項の変更により新たに当該国際物流拠点産業集積地域」を「沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあった日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に、「その新たに該当することとなった」を「当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあった」に、「沖縄振興特別措置法第四十二条第四項の変更により当該」を「当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあった」に改め、同項第五号中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「その指定の日（沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法）に、「ついては、」を「ついては」に、「日」を「日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなった事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）」に、「に沖縄振興特別措置法」を「に同法」に、「期間）」を「期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなった事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）」に改め、同条第二項第一号中「定めるもの（以下この号及び次項において「対象施設」という。）に」に、「当該施設に、」を「当該対象施設に」に、「次号、第三号イ及びロ並びに次項」を「次号イ及びロ」に、「五千万円」を「千万円」に改め、同項第二号を次のように改める。